

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第3区分
 【発行日】平成23年8月18日(2011.8.18)

【公表番号】特表2003-535154(P2003-535154A)
 【公表日】平成15年11月25日(2003.11.25)
 【出願番号】特願2001-553866(P2001-553866)
 【国際特許分類】

C 0 8 L 67/04 (2006.01)
 B 2 9 C 47/00 (2006.01)
 C 0 8 J 5/00 (2006.01)
 C 0 8 K 3/26 (2006.01)
 C 0 8 K 9/00 (2006.01)
 C 0 8 L 101/16 (2006.01)
 B 2 9 K 77/00 (2006.01)

【 F I 】

C 0 8 L 67/04 Z B P
 B 2 9 C 47/00
 C 0 8 J 5/00 C F D
 C 0 8 K 3/26
 C 0 8 K 9/00
 C 0 8 L 101/16
 B 2 9 K 77:00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年6月27日(2011.6.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0001

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0001】

(技術分野)

本発明は、炭酸カルシウムを含有する -カプロラクトンポリマーベースの組成物、その製造方法、およびそれらの組成物をベースとした物品(フィルム、発泡体、びん、板およびシート)に関する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0002

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0002】

(背景技術)

-カプロラクトンポリマーは良好な生分解性を有し、この生分解性は、この特性を必要とする種々の用途において -カプロラクトンポリマーを魅力的なものとしている。

例示し得るそれらの用途としては、ポリ袋、農業用フィルム、包装用フィルム、シュラウド(囲い板)または小皿を製造するのに使用するフィルム類；発泡体類；ビン類；例えば幼若植物用の植木鉢のような熱成形製品がある。また、これらのポリマーは板の形でも使用できる。

これらのポリマーから製造する物品の原価を低減するためには、無機充填剤が一般に使

用されている。

-カプロラクトンポリマー組成物中でのそのような充填剤の使用は、とりわけフィルムの形での使用において種々の問題を有している。即ち、これらポリマーをベースとする組成物におけるそのような充填剤の存在は、これらの組成物の使用後、とりわけフィルムの形において、機械的諸性質とりわけ衝撃強度の低下を通常もたすことが知られている。この欠点は、これらの組成物をフィルムの形で使用するとき、とりわけポリ袋として使用するとき、特に不都合である。

無機充填剤のもう1つの欠点は、製造したフィルムの態様における劣化のリスク(とりわけ、貧弱な分散性および凝集物の存在に基づく硬い点状物および粗い感触の存在による)のため、これらの充填剤を -カプロラクトンポリマーベースの組成物中においては高濃度で使用できないことである。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

また、本発明の要旨は、上述した本発明に従う組成物を使用して得られた物品でもある。

これらの物品は、本発明に従う組成物を使用して、押出、熱成形または射出成形することによって得ることができる。好ましくは、これらの物品は、本発明に従う組成物を使用し、押出成形することによって得ることができる。

本発明に従う物品は、有利なことに、炭酸カルシウムを含まないが同一の参照組成物を使用し、同じ加工法により得られた同様な物品よりも良好である衝撃強度(ISOスタンダード7765-1 A (1988)に従って測定)を有する。

本発明に従う物品の加工条件は、同様な物品において使用する加工条件と同様であり且つその条件に可能な限り近く、当業者にとって公知である。

本発明に従う組成物に相応する炭酸カルシウムを含まない参照組成物のような組成物を直接製造によって得ることは可能である。

また、そのような組成物を、本発明に従う組成物を使用し、この本発明に従う組成物を例えばクロロホルム中に溶解させ、ポリマーに影響を与えない任意の適切な方法によって、例えば、濾過および溶媒の蒸発によって存在する無機充填剤を完全に除去して固形ポリマーを回収することによって得、その後、得られた組成物を加工することも可能である。加工は、例えば、プレス加工または押出によって実施し得る。

本発明に従う物品は、次のカテゴリーの物品：フィルム類、発泡体、びん類、板類およびシート類から選ばれ得る。好ましくは、本発明に従う物品はフィルム類であり、これらのフィルム類は、押出吹込成形またはフラットダイ押出によって有利に得ることができる。